

許諾推定規定のガイドラインの策定に関する検討会（第2回） ヒアリング概要

（全体に関するご意見）

- 現在は新しいインフラでの利用拡大に制度をなじませる過渡期にある。今までのコンテンツの利活用に関しては、旧来の制度に則りはっきりとした形で共有されているので、そこからはみ出した部分はしっかりと切り分けて評価し、著作権者の利益を不当に害さない運用がなされるべき。また、今後は同時放送や追っかけ、見逃しなどをあらかじめ包括した契約になっていくと思われるが、従来想定されていなかった部分については正当な評価をし、特に実演家などに不利益が生じることがない様に、双方の利益が最大化する条件を丁寧に作り上げてほしい。

（日本漫画家協会）

（Ⅰ．ガイドラインの趣旨・目的について）

- 4番目の○について、改正法第63条第5項は「著作物の放送又は有線放送及び放送同時配信等について許諾を行うことができる者が、」と規定している。この許諾をできる者と「クリエイター」とは同義ではない。映画の著作物の著作権者である映画製作者の利益は考慮の対象外とされ、「クリエイター」であれば権利者ではなくてもその利益が考慮されるように読めるため、「クリエイター」は「権利者」に改めてはどうか。

（日本映像ソフト協会）

- 放送同時配信等が認められる地域は、日本国内に限定され、その配信方法は、安全で、クローズドな視聴環境に限定されるべき。また、オンデマンド利用が別途の権利許諾が必要なサービスであることの共通認識を前提とすれば、最初から再生して視聴を繰り返すことができる再送信（いわゆる、見逃し配信）は、放送同時配信等から除外されるべきであり、ガイドラインにおいても明確にする必要がある。

（日本国際映画著作権協会）

（Ⅱ．放送同時配信等の許諾に当たっての基本的事項について）

- 製作委員会方式を採用するアニメの場合、一次利用・二次利用を含めて、製作・利用に関する一切の事項は委員会の契約・合意等により自由設計されており、利用範囲が明らかになっているため、許諾推定規定は馴染まないと考えており、2頁目の上から4段落目記載の「本規定の適用がないものと考えられる」ケースに該当することをガイドラインに明記すべき。

（日本動画協会）

- 許諾推定規定により放送同時配信等が認められる著作物は、映画やテレビ番組等の映像作品ではなく、時事の放送や視聴者が作成したコンテンツ等に限定すべき。放送までの時間が限られていることや放送同時配信等の可否を明示的に確認できないという課題を解決するために改正法が適用されるよう、著作物を限定すべき。

(修正案)

他方、例えば、放送までの時間が限られており、放送番組での著作物等の利用の契約に際して、やむを得ず放送同時配信等についての具体的な契約を交わすことができないような場合や、放送同時配信等の可否を明示的に確認できないような場合等が想定される。このような場合の著作物等(すなわち、映画やテレビ番組等の映像作品を除く、ニュースや時事に関するもの、視聴者の作成による映像)の権利処理を円滑にするため、法第63条第5項が設けられたものである。

(日本国際映画著作権協会)

- 放送同時配信の契約の中に、見逃し配信とオンデマンド配信を含めるということはありません。あり得ないことだと考えている。

(日本文藝家協会)

(Ⅲ. 許諾の推定に係る条件等について)

(1. 放送事業者側に求められる条件・留意事項について)

- 3頁の2番目の○について、「特に、契約から放送までの間に時間的余裕がある場合」は、「同時配信等の権利処理が困難な」事情がない場合と考えられる。衆参両院の文部科学委員会では文化庁次長は、「今回新たに創設される許諾推定規定は、たとえば、時間的な制約により同時配信等の具体的な契約を交わすことができなかった場合や同時配信等の可否を明示的に確認できないような場合など同時配信等の権利処理が困難な場合に利用されることを想定した規定でございます。このような事情がない場合には、同時配信等で用いることを明示した契約を明確に締結していただくという原則に立ち返ることが重要であるというふうに考えております。」と答弁されている。その答弁に沿って、文末の「望ましいと考えられる。」は「必要と考えられる。」とすべき。

(日本映像ソフト協会)

- 放送事業者が同時配信等を行う場合には必ず放送権料とは別に使用料を支払うことをガイドラインに明記してほしい。

(日本動画協会 同旨日本漫画家協会、日本美術家連盟)

- 対価の水準に関しては、ガイドラインにおいて対価の水準や推定を覆す可能性があること等を詳細に記載した上で、あくまでも正当な対価の支払いが前提になっていることを明示してほしい。※令和3年4月、内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省のフリーランスガイドラインが策定されたことで、個人事業主にも下請法が適用されることに留意が必要。

(全国芸能従事者労災保険センター)

- 同時配信等も含む許諾推定を行う場合の使用料支払いのルール作りが必要ではないか。デフォルトの状態では「放送+同時配信等」について許可を得るなら、放送事業者より「同時配信等」に使用しない旨が明示されない場合、同時配信等に係る使用料を加算された使用料が最初に権利者に支払われるべきであり、のぞましいあり方としてガイドラインで言及すべき。2頁目の二つ目の○のように「権利者側が、放送同時配信等において、自身の著作物等が利用されているかを逐一把握することは困難である」とすれば猶更ではないか。

(日本美術家連盟)

- 権利処理の簡便化をはかることについては理解をするが、権利者に対して著作物の利用についての事前の報告や事後のチェックが確実に履行されることを保証すべき。

(日本漫画家協会)

- 本規定の要件として、放送事業者等のウェブサイト等において情報公開を求めているが、個々の作者や権利者が事前に確認して把握しているとは考えられず、権利者団体も含め一層の周知が必要。情報公開は、各分野の管理事業者が放送事業者との間で放送+同時配信等に係る権利処理や使用料金額のルールを作る際には有用である。公開情報には、受信効果の規模を確認するため、同時配信等に使用されるメディアやこれを通じた受信者の範囲についての情報も含まれることが望まれる。

(日本美術家連盟)

2. 権利者側の別段の意思表示の在り方について

- 本来、権利許諾は権利者との個々の契約で行われるべきで、その例外は、極めて限定する必要がある。従って「別段の意思表示」は電磁的方法によっても認められるべきでホームページで予め表示しておいてもよいはずだ。そもそも放送同時配信等を認めない意思が明らかであれば、「別段の意思表示」を書面に落とし込むことも不要と考えられる。

(修正案)

- ② 書面で契約を行う場合、「別段の意思表示」も書面で行うこと。仮に、書面に依らない契約を行う場合でも、事後的なトラブルを回避する観点から「別段の意思表示」の内容を明確に記録(電磁的方法による場合を含むが、これに限られない。)に残したうえ、両者で共有することが望ましい。[運用上のルール]

(修正案)

- (※) 仮に権利者が放送同時配信等を許諾する権限を有していない場合には、契約時にその旨を放送事業者に伝える必要があると考えられる。なお、権利者が放送同時配信等を拒否する場合には、権利者が放送同時配信等を許諾する権限を有していないことを放送事業者伝える必要はない。

(修正案)

権利者側において「別段の意思表示」が行われた場合は、それが契約時に行われた事が明確となるよう、例えば、「別段の意思表示」も含め単一の書面で契約を取り交わすことが望ましい。なお、権利者が放送同時配信等を拒否する場合には、権利者の意思は明確であるから、権利者は「別段の意思表示」が行われたこと自体を書面に別途記載する必要はない。

(日本国際映画著作権協会)

- 4頁③の(※)の部分について、放送事業者が放送のみに使うと言った場合には改正法第63条第5項が適用されるべきではないため、ガイドラインの問題ではない。一方、放送事業者が放送に使うとだけ言った場合は本ガイドラインの対象であると思われる。放送を許諾した権利者が同時配信等の許諾権限を有しないことを伝えなかったとしても、改正法第63条5項の「著作物の放送又は有線放送及び放送同時配信等について許諾を行うことができる者」が放送又は有線放送の許諾を行ったわけではないので、同条同項の

許諾推定は働かず、放送事業者が自動公衆送信権侵害の責を負うことは変わらない。当事者対等の原則に照らして、放送事業者が同時再送信等を行うことを権利者に明示しないのに、放送を許諾した権利者が同時配信等の許諾権限を有しないことを伝える必要があるとは思えない。ガイドラインで「必要がある」とすることでどのような法律効果をお考えなのかお教えいただきたい。また、放送事業者が同時配信等にも使うと言った場合には、契約締結上の過失又は信義則上の問題ではないか。

(日本映像ソフト協会)

- 4頁の「別段の意思表示」について、放送同時配信等を拒否する旨の意思表示のほか、放送同時配信等を行うにあたっての条件等を伝える意思表示が含まれるとされ、これが使用料の加算について意思表示をしなければ従前の放送のみの使用料で同時配信等も可能ならしめるものとすれば権利者側にはかなり不利な状況をもたらすものだと考える。

(日本美術家連盟)

(IV. 許諾をしていないと証明し得る場合の対応について)

- 4頁 IV の 2 番目の○について、放送事業者が放送の許諾を受けていることを証明した場合には権利者が同時配信等の許諾をしていないことを反証しなければならないというのが改正法第 63 条 5 項だと思われる。そうであるならば、権利者が同時配信等の許諾をしていないことを反証した場合には、同時配信等が自動公衆送信権侵害となる。事後的救済に関して、示談交渉などを行わず、直ちに不法行為損害賠償請求訴訟を行う権利者もいるのではないか。また、著作権侵害罪としての刑事責任についても問われ得るのではないか。刑事責任については故意が必要だが、放送事業者が、許諾推定規定で同時配信等ができると誤信して同時配信等を行ったところ、許諾推定規定が適用されない場合であったというケースには、その誤信が改正法第 63 条第 5 項に該当する事実がないのにあると誤信した事実の錯誤に当たるケースと改正法第 63 条第 5 項の法的評価を誤信した法律の錯誤にあたるケースがあるように思われる。前者の場合には故意が阻却され著作権侵害罪の責を負うことはない(刑法第 38 条第 1 項本文)が、後者の場合には故意は阻却されず(刑法第 38 条第 3 項)著作権侵害罪(著作権法第 119 条第 1 項)の構成要件に該当し違法かつ有責である場合もあるため、刑事責任についても検討した方が良いのではないか。

(日本映像ソフト協会)

- オプトアウト可能な時間的猶予はどのように担保されるのか、放送同時配信等の終了後に許諾があったとは認められないことが確定した場合の金銭的な解決がどのような算定根拠に基づき図られるべきであるのか等について、指針を設けるべき。

(日本漫画家協会)

- 権利者の保護の観点から、許諾を得ていない放送同時配信等の差止めは、それが行われる前に限定されるべきではなく、金銭的な解決は、法律上の権利許諾を前提とした補償金によるものではない。

(修正案)

権利者側において許諾をしていないと証明し得る場合、権利者は、放送事業者に対して、許諾を得ていない放送同時配信等を止めるよう要求することができ、また放送同時配信等の差止めを求めることもできる。

また、放送同時配信等の終了後、当事者間の協議等の結果、許諾があったとは認められないことが確定した場合は、金銭的な解決(損害賠償による解決であって、著作権法に基づく補償金の支払いを意味しない)を基本とすることが想定される。

(日本国際映画著作権協会)

- 許諾可否の誤信で放送してしまった場合の金銭的解決についてそれだけでなく、視聴者にもわかるように明示することが必要。

(全国芸能従事者労災保険センター)

(V. その他(留意事項)について)

- 「V. その他(留意事項)」の第1段落について、契約締結日(放送日ではない)が改正法施行日より前の契約については適用されない旨をガイドラインに明記してほしい。

(日本動画協会)

- 許諾対象となる映像作品が契約締結後に指定される場合がある実務を踏まえ、改正法の施行前に締結された契約に基づく映像作品であれば、その指定や特定が施行後になされたとしても、改正法の適用を受けないことが明確にされる必要がある。

(修正案)

本規定は、改正法の施行日(令和4年1月1日)以後の契約について適用されるため、施行日以前に締結された契約及びかかる契約に基づき許諾された著作物等については適用されない。具体的には、改正法の施行日までに締結された契約であっても、許諾される著作物等の全部又は一部の番組が契約締結日後に選択又は特定される旨が規定されている場合(例えば、アウトプット契約)に、改正法は、そのような契約締結日後に選択又は特定された著作物等には適用されない。もっとも、過去に放送(リピート放送を含む。)やオンデマンド配信の許諾を包括的に得ていた場合などに、その契約解釈として、リピート放送の放送同時配信等を許諾したと認められることも有り得ると考えられる。

(日本国際映画著作権協会)。

- 今年の12月31日までの契約については、許諾推定規定は適用されないということを徹底して周知していただきたい。

(日本文藝家協会)

- 近年、放送局における著作権等への理解が不足している印象があり、法改正の周知の仕方によっては、放送についても許諾を得る必要がないと制作現場が勘違いするのではという不安さえある。同時配信等の権利処理が従来の業務に加わることから、制作現場への教育・指示に留まることなく、関係部門の体制強化等により、放送事業者には遺漏のない権利処理体制を構築していただきたい。

(日本脚本家連盟)

(その他のご意見)

(契約締結の在り方について)

- 改正法施行日以降、局が放送に加えて同時配信等を実施することを希望する場合には、製作委員会等権利者との契約を結ぶ際に局からその旨を権利者側に申し出て条件等を交渉するようにしてほしい。

(日本動画協会)
- 一度「別段の意思を表示」した過去があるからといって、その後、仕事がしにくくなったりする事はあってはならない。不利益にならないように、都度必ず許諾の交渉と契約を実施していただきたい。

(全国芸能従事者労災保険センター)
- 実演家の許諾推定の契約を確実に実行するために、いつ契約をするのかを定める必要がある。現実的に実効性があるのは、撮影の前と後の2段階が良い。例えば撮影前7日間以内に、対面で契約し、撮影が終わった直後に確認を取るという2段階を経ることで、撮影中に仕事の内容に変化や事故があった場合などに速やかに対応でき、契約内容の齟齬が解消される。

(全国芸能従事者労災保険センター)
- 従来、実演家本人が契約の内容を知らないことが非常に多くあり、これも許諾推定の円滑な運用の妨げになる要素になり得るので、必ず本人が契約すること、もしくは本人と芸能プロダクションの三者で、三者契約を交わすことが必要。また、著作権や契約に不慣れな実演家のために、実演家に寄り沿った相談窓口も必要。

(全国芸能従事者労災保険センター)
- 同時配信等を実施する場合には、それを許諾する旨を示す契約書添付用の基本フォーマットを作成してガイドラインに掲載してほしい。

(日本動画協会)
- 許諾業務を制作会社などに押しつけることなく、放送局の責任で行っていただきたい。

(日本文藝家協会)
- 放送申請時に同時配信等に関する情報を当連盟に対し明示可能とすること。また、放送番組の同時配信等は、放送番組の二次利用にあたり、脚本家個人ではなく、管理事業者である当連盟への申請を徹底すること。脚本執筆委嘱時に放送事業者(あるいは制作会社)の優位性をもって脚本家に直接、同時配信等の条件提示することによる利用条件の低下を危惧する。

(日本脚本家連盟)

- 契約後、撮影に入る前の時点で、コンテンツをデジタル管理して共有いただければ、なお良い。

(全国芸能従事者労災保険センター)

(講習会等の開催について)

- ガイドラインが策定された後、速やかに、放送局・制作会社各々に向けたガイドライン講習会を実施してほしい。その方法としては、総務省・文化庁主催のほか、例えば放送コンテンツ適正取引推進協議会の実施している講習会などが考えられる。

(日本動画協会)

- 許諾推定規定だけで良いので、現場向けに毎年レクチャーを行っていただきたい。

(日本文藝家協会)

(規定の適用について)

- 劇場用映画を放送等で使う場合には、放送事業者から依頼があるが、料金も含めて、許諾の条件が合えば、原版を貸し出すというようなビジネススタイルになっており、基本的に別段の意思表示を必ずしているため、許諾を推定されるというようなことは基本的にはないものと認識している。

(日本映画製作者連盟)

(海外向けの放送同時配信等について)

- 仮に放送同時配信等の地域が国内に限定されない場合、例えば海外などへの放送同時配信等が行われる場合にどのような制限、または指針が設けられ得るか検討、整備すべき。

(日本漫画家協会)

(第三者機関の設置について)

- 交渉と契約を円滑に進め、混乱や不正を未然に防ぐため、監査的役割をする中立的な第三者機関が必要であると考える。

(全国芸能従事者労災保険センター)

(その他放送事業者への要望について)

- 特に民放局において、放送事業者が当連盟入会希望者に対して圧力をかけて加入を阻止することは後を絶たない。また、当連盟員への脚本執筆の委嘱を避けることや、今後は当連盟員に発注しないとの放送事業者の言動は日常茶飯である。これは、民放連と当連盟が締結する団体協約や著作権等管理事業法への無理解からくるもので、放送事業者が権利の囲い込みではなく、双方の利益を考えるならば、当連盟加入排除ではなく、むしろ、加入への協力を望む。

(日本脚本家連盟)

(以上)